

# 委任状

平成 年 月 日

香川県県税事務所長 殿

現住所  
(住民票住所)

委任者

(納税義務者) 氏名

印

電話番号 ( ) -

※県税事務所から連絡することがありますので、日中連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

次の自動車に係る平成\_\_\_\_年度自動車税の過誤納還付金（延滞金及び還付加算金を含む。）の請求及び受領に関する権限を下記の受任者に委任します。

登録番号 香(川) - -

還付金額 円

受任者 現住所  
フリガナ  
氏名  
電話番号 ( ) -

受任者本人名義の口座（ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号をご記入ください。）

口座名義人								
金融機関	銀行				支店			
口座番号	普・当							

## 注意事項

- 委任者は、当該年度の自動車税納税義務者（原則として4月1日時点の所有者）となります。
- 委任者（納税義務者）の住所は、**住民票上の現住所**を記入してください。現住所及び氏名が納税通知書の記載と異なる場合は、変更内容を証明するもの（住民票・商業登記簿の写し等）を添付してください。
- 委任者が法人の場合には、登記印を押印してください。
- この委任状は、自動車の**抹消登録した翌月10日（必着）までに提出**してください。
- 委任状を提出された場合でも、地方税法第17条の2第1項の規定により、委任者（納税義務者）に未納の徴収金（自動車税だけでなく、県税の他の税目に係る徴収金も含まれます。）がある場合には、**未納の徴収金に充当されるため、委任状の受任者には還付されません。**
- この委任状は、受任者が還付金の受領を代理で行うものですので**還付充当通知書は委任者（納税義務者）に送付**されます。
- 納税義務者が亡くなっている場合は、届出書類及び戸籍の添付が必要です。抹消登録前に県税事務所にお問い合わせください。
- 委任状の提出先（郵送可）

香川県県税事務所 管理担当 【〒760-0068 高松市松島町1丁目17-28 TEL087-806-0304】